

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 15 年の健康増進法の施行を受け、市民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりを実現するために、平成 17 年度から平成 26 年度までを計画期間とする「健康ふちゅう 21（府中市保健計画）」を策定しました。また、市民一人ひとりが食に関する意識を高め、豊かなこころを育み、生涯を通して健全な生活を送ることを目的として、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする「府中市食育推進計画」も策定しました。その後両計画は足並みを揃えて、平成 27 年度からは第 2 次計画、令和 3 年度からは第 3 次計画にて、市民の健康づくりと食育を推進してきました。

第 3 次計画では両計画を一体的に策定し、市民が少しでも長く健康で暮らし続けられるよう、運動・食事をはじめとする生活の様々な場面で健康的な習慣を身に付け、実践できるようにするための取組や、市民の食への興味・関心を高める取組、地産地消の推進に寄与する取組等に注力してきました。

一方で、市民の平均寿命の延伸に対して健康寿命が横ばいに推移していることや、健康へのリスクが高まる中年期・高齢期の市民が増えてきたこと、生活習慣病の予防や悪化を防止するための意識が十分に浸透しておらず、健康的な生活習慣の継続に向けた支援が必要な市民の存在が各種調査から示唆される状況であり、健診やがん検診の受診等を含めた健康管理に関する取組や、地域や職域との連携をより一層強化するための取組などを、ライフコースアプローチを踏まえて推進することが求められています。また近年の新興感染症の流行や気候変動の影響による極端な高温などの災害への対応として、第 3 次府中総合計画後期計画（以下、「市総合計画」といいます。）において「災害に強いまちづくりの推進」を基本施策として掲げており、健康危機管理体制の充実も求められています。

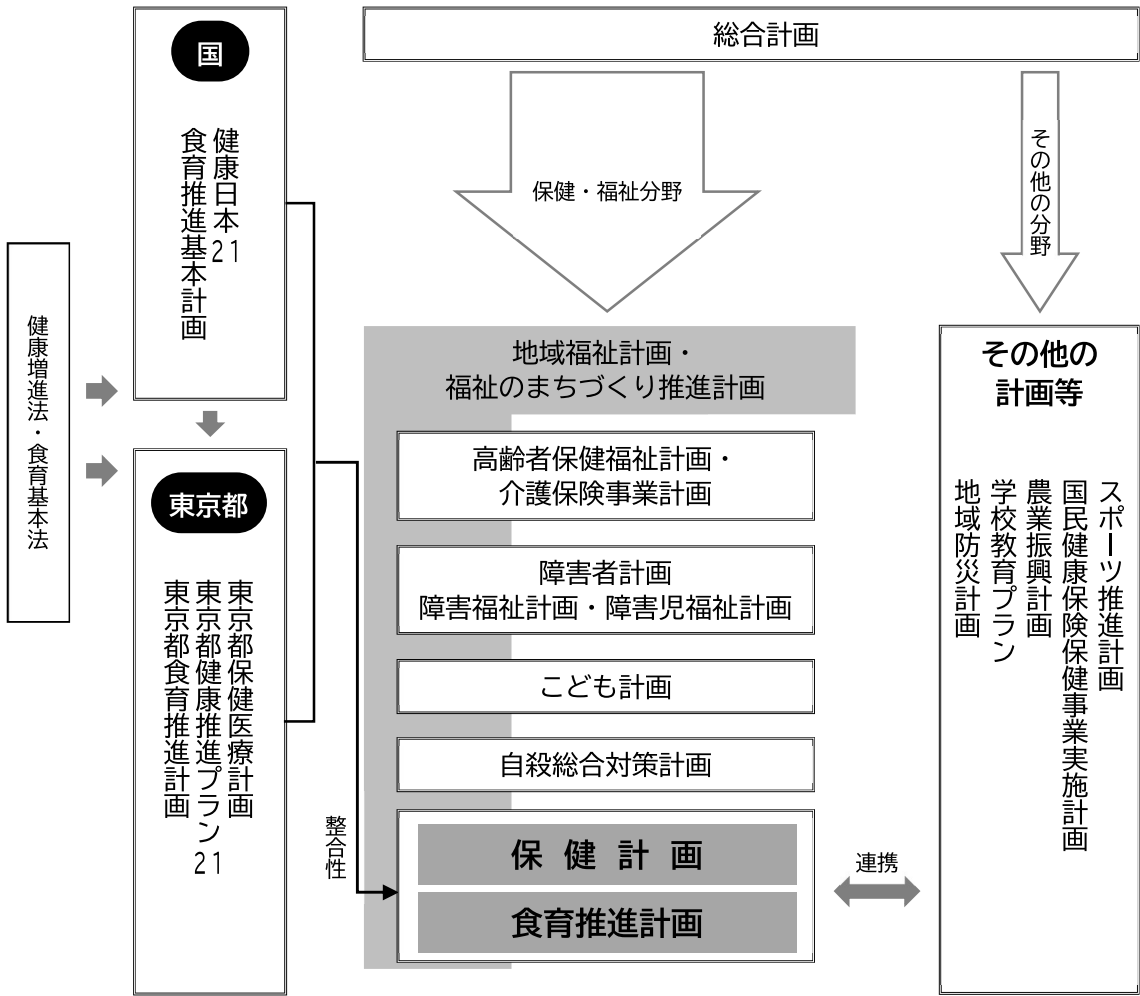
このような課題に対応するためには、これまでの取組により築いてきた健康づくり・食育の基盤を活用するとともに、関係機関や地域・企業等とのさらなる連携・協働を図るなど、各取組において課題解決につながる成果をあげることが必要です。このことから、第 3 次計画に基づき実施してきた取組の評価、健康や食育を取り巻く国や東京都の政策動向や社会情勢の変化を踏まえ、市民の健康寿命のさらなる延伸と健全で豊かな食習慣の定着や食環境の充実を図るため、今後 6 年間の施策の指針となる第 4 次府中市保健計画・第 4 次府中市食育推進計画（以下、「第 4 次保健・食育推進計画」といいます。）を策定します。

2. 計画の位置付け

第4次保健計画は、健康増進法第8条第2項に規定される市町村健康増進計画として、第4次食育推進計画は、食育基本法第18条に規定される市町村食育推進計画として位置付けています。

市総合計画及び地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を上位計画とし、保健・福祉分野の個別計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等）、その他の分野の計画等との整合・連携を図ります。

図表 1 計画策定の背景と趣旨



3. 計画期間

第4次保健計画・食育推進計画は、令和9年度から令和14年度までの6年間を計画期間とします。
目標の達成状況や社会情勢の変化等に応じて見直しを行い、効果的な施策を展開していきます。

	和 3 年度	和 4 年度	和 5 年度	和 6 年度	和 7 年度	和 8 年度	和 9 年度	和 10 年度	和 11 年度	和 12 年度	和 13 年度	和 14 年度
総合計画	第6次	第7次総合計画								第8次（仮）		
地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画	地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画						地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画					
【高齢者福祉分野】	高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第8期）			高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第9期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第10期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第11期）				
【障害者福祉分野】	障害者計画					障害者計画						
	障害福祉計画 （第6期） 障害児福祉計画 （第2期）			障害福祉計画 （第7期） 障害児福祉計画 （第3期）		障害福祉計画 （第8期） 障害児福祉計画 （第4期）		障害福祉計画 （第9期） 障害児福祉計画 （第5期）				
【子ども・子育て支援】	第2次 子ども・子育て支援計画				こども計画				第2次こども計画			
【健康分野】	自殺総合対策計画			第2次自殺総合対策計画				第3次自殺総合対策計画				
	第3次保健計画						第4次保健計画					
	第3次食育推進計画						第4次食育推進計画					

4. 計画の策定体制と手続

(1) 府中市保健計画・食育推進計画推進協議会

第4次保健・食育推進計画を策定するに当たり、学識経験者を始め、社会福祉、医療、商工、農業、健康増進・介護予防における関係団体、行政職員、公募による市民により構成した府中市保健計画・食育推進計画推進協議会で審議しました。

また、策定後においては、同協議会で進捗状況の確認と取組状況等の情報交換を行い、第4次保健・食育推進計画の施策を着実に推進します。

(2) 市民アンケート調査の実施

第4次保健・食育推進計画の策定に当たり、市民の健康・食育に関する実態を把握するため、令和7年8～9月に、市内在住の18歳以上の市民の中から無作為に抽出した3,000人を対象に、「健康と安全・安心な暮らし」に関する市民アンケート調査（以下「市民アンケート調査」といいます。）を実施しました。

回収したアンケートは、性別、世代別（若年者：18～39歳、中年者：40～64歳、高齢者：65歳以上）などの項目毎の集計・分析及び過年度の調査結果（令和元年度・平成27年度）との比較分析を行いました。

(3) パブリックコメント手続の実施

策定に当たり、パブリックコメント手続（令和○年○月○日から○月○日まで）を実施しました。